解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月三十日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

滋賀県彦根市中央町五番八号
真宗大谷派本山説教場維持財団
代表清算人　竹中　仁

配当公告

札幌市白石区東札幌三条五丁目一番二〇号
破産者　株式会社丸証
右の者に対する札幌地方裁判所平成二十一年（フ）第一一〇八号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二、二一六、八四五、八六六円

一、配当をすることができる金額
金一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

平成二十二年十一月十二日

札幌市中央区北四条西二〇丁目一番二八号
Ｎ４２０ビル　破産管財人　大川　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県白石市白川津田字若円入一〇番地、最後の住所宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢二一番地　宮城県船形コロニー
被相続人　亡　遠藤政治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

宮城県黒川郡富谷町成田七丁目一番地八
相続財産管理人　神坪　浩喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂四丁目三九番、最後の住所東京都江東区北砂四丁目三九番六号
被相続人　亡　河村　精剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

東京都杉並区松庵一丁目二番二九号宮嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮嶋　英世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原一二八五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤井　忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

岐阜県不破郡垂井町東神田一丁目九八番地の一
相続財産管理人　司法書士　吉田　哲志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市天白区野並一丁目六二番地、最後の住所静岡県田方郡函南町間宮七三一番地の一二　被相続人　亡　大久保敏和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

静岡県沼津市市場町八番一五号平岩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平岩　哲行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市萩原三丁目六五六番地、最後の住所名古屋市天白区大根町三一六番地
被相続人　亡　岡　渥己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階大場鈴木堀口合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀口　久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市高島六二六番地、最後の住所滋賀県高島市朽木市場六五六番地
被相続人　亡　小谷　イト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸
九階　弁護士法人東町法律事務所
相続財産管理人　芳田　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市耶馬溪町大字宮園一〇番地二、最後の住所大分県中津市耶馬溪町大字樋山路一番地一　被相続人　亡　藤原　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

大分県中津市大字島田一〇五番地一ネクステージ三〇二
相続財産管理人　弁護士　松浦　昭広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市耶馬溪町大字宮園一〇番地二、最後の住所大分県中津市耶馬溪町大字樋山路一番地一　被相続人　亡　藤原　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十二日

事務所滋賀県大津市梅林一丁目三番一三号
リンカーンビル三階大津駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　遠藤　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区明神町一丁目六番地、最後の住所神戸市須磨区神撫町二丁目三番二号
被相続人　亡　瀬戸　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年11月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社虎ノ門エステート　②東京都知事(6)54256　③代表取締役　河村守康　④東京都港区虎ノ門一丁目１番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門一丁目１番21号　株式会社虎ノ門エステート　代表清算人　河村守康

①株式会社HMリライ　②東京都知事(1)85855　③代表取締役　渡邊乙明　④東京都豊島区東池袋一丁目27番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区東池袋一丁目27番８号　株式会社HMリライ　代表清算人　渡邊乙明

①東急ライフィア株式会社　②国土交通大臣(3)5543　③代表取締役　角俊三　④東京都渋谷区桜丘町18番４号　廃止した従たる事務所　神奈川県川崎市宮前区鷺沼３―１―２鷺沼営業所　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区桜丘町18番４号　東急ライフィア株式会社　代表取締役　角俊三

①みのる不動産　②和歌山県知事(1)3557　③阪本実　④和歌山県田辺市龍神村福井字南813　⑤1000万円　⑥和歌山県知事　⑦和歌山県田辺市龍神村福井692　みのる不動産　阪本実